

「事業者向けリユースガイドライン（仮称）」の策定方針（案）

1. ガイドライン策定の目的

事業所から排出される使用済製品等については、リユースが可能な製品であったとしても、産業廃棄物処理業者によって、まとめて廃棄物処理されるケースが多く見られる。こうした状況の背景にある各種課題をクリアし、事業所におけるリユースを促進するためのガイドラインを策定する。

2. ガイドライン策定に向けた調査内容

ガイドラインの策定にあたり、事業者へのヒアリング、郵送によるアンケート調査を行い、事業所から排出される使用済み製品のリユースの現状把握、リユースを行うに際しての課題の整理、課題の解決策の検討を行う。

2.1 調査の対象品目

事業者から排出される主な使用済製品及び現在の処理状況の概要を下表に整理する。電子電気機器類は品目によって異なるが、プリンタ・複合機等はリース契約が多く、また PC や家電製品はリサイクル法に則りリサイクルされているものも多いと想定される。

以下に、事業者から排出される主な使用済製品及び処理状況について整理する。事業者ヒアリング、アンケート調査ではオフィス家具、電気機器（OA 機器、家電製品等）を中心に幅広い品目を対象に調査を実施する。なお、ガイドラインの策定にあたっては、リユース可能な製品であっても、産業廃棄物処理業者によってまとめて廃棄物処理される製品として、幅広い業種から排出されかつ数量も多い「オフィス家具」のリユースポテンシャルが最も高いと考えられ、ガイドラインでの主対象となると想定している。（詳細は調査の上で検討）

表 事業者から排出される主な使用済製品及び処理状況

種類	具体例	現在の処理状況
オフィス家具	事務用・応接用の机、椅子、本棚、ロッカー等	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業者に委託して処理される。 市町村で粗大ゴミとして受け入れられる場合もあり。
電気機器	OA 機器（PC、電話機、デジカメ、プリンタ・複合機、等）	<ul style="list-style-type: none"> PC はリサイクルルートが確立されており、また情報セキュリティの観点が重視されている。プリンタ・複合機等はリースが多く、リース契約終了後はリース会社が引き取る。 引越し時等に“他品目とあわせて産業廃棄物”として処理される可能性がある。
	家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）	<ul style="list-style-type: none"> 「家電リサイクル法」に基づき購入した小売店に引き渡し、または産業廃棄物処理業者に引き渡し、リサイクルされる。
書類等	雑誌、書籍、書類	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物であり、古紙回収業者に委託される。

出所）環境省「引越し時に発生する廃棄物の取扱いについて」

表 1 事務所の引越廃棄物の種類と主な処理先をもとに作成

2.2 リユースを行うに際しての課題についての事業者ヒアリング

リユースの促進のためには、排出事業者（使用済製品を排出）、リユース事業者・リユース品購入者（使用済製品の受け取り手）のそれぞれの意向・課題を把握・解決し、リユース品を流通させていくことが求められる。

そのため、事業者・行政機関（排出者かつ購入者）、各種使用済製品を取り扱うリユース事業者・業界団体に対してヒアリングを行い、使用済製品のリユースを実施するにあたっての課題整理及び優良事例を求める。

ヒアリング項目（案）とヒアリング対象（案）は以下に示すとおり。ヒアリングは以下に示す対象（案）から10件程度を予定する（電話または訪問でのヒアリング調査）。

ヒアリング項目（案）

< 使用済み製品の排出事業者向け >

- 使用済み製品の発生状況
 - ・ 排出される製品の種類・量
 - ・ 排出のタイミング
- 使用済み製品の処理の現状
 - ・ 主たる排出先
 - ・ 排出先の選定理由（費用、手続き、法令遵守など）
 - ・ 排出を行う際のリユースの検討有無
- 使用済み製品のリユースを行う上での課題
 - ・ 排出先が分からない
 - ・ リユース対象になるのかどうか判断ができない
 - ・ 手間がかかる（社内での調整、一括して廃棄物処理した方が楽であるなど）
 - ・ 管理を行う人材が不足している / 等

< 使用済み製品の受取り事業者向け >

- 使用済み製品の回収状況
 - ・ 主な回収先
 - ・ 回収のタイミング
 - ・ 回収対象となる製品の種類・量
 - ・ 回収のポテンシャルが高い製品の種類
 - ・ 排出者のニーズ（廃棄物の一括引き取り、高値での販売、等）
- 使用済み製品のリユースを行う上での課題
 - ・ 需給のマッチングが困難（欲しいものを欲しい量安定して確保できない）
 - ・ リユース品の品質保証制度がなく販売が困難 / 等

表 ヒアリング対象（案）

分類		行政機関/団体 /事業者	選定理由
使用済製品の排出者（又は購入者）	行政機関	自治体を想定	・官公庁オークションサービスを活用し、市が保有する不用物品のインターネット公売を実施する自治体を想定
	事業者	未定	・他の団体等へのヒアリング等から対象を把握。
使用済製品の受け取り手	リユース業界団体	日本リユース業協会	・全国の大手リユース業者で形成される業界団体
		日本リユース機構	・全国の中小リユース業者で構成される業界団体
		ジャパン・リサイクル・アソシエーション	・全国の中小リユース業者で構成される業界団体
		再生家具普及協議会	・中古オフィス家具の買い取りと販売を行う業者からなる全国組織
	リユース事業者	A社	・オフィスに特化したリユース業を展開 ・中古品を販売するだけでなく法人企業へのレンタルも実施
		B社	・中古オフィス家具販売・買い取りも含めオフィス移転・開設にともなう幅広いサービスを提供
		C社	・メーカー系。2002年度から使用済オフィス家具の引き取り・リユース事業を実施。
		D社	・関東を中心にリユースショップを展開。 ・オフィス移転にも対応する引っ越し不用品買い取りの一括対応サービスを実施
	産業廃棄物運搬・処理業者によるリユース	E社	・移転やリニューアル等で不用になった什器備品類を中古品として競り市に出品するサービスを提供している
		F社	・リユースを目的とした不用品の回収、処理を行っている
		G社	・オフィス等からの不用品回収から処理までを手掛ける

オフィス家具の詳細を調査する場合には、日本オフィス家具協会(オフィス家具の製造・流通・販売を行う事業者からなる団体)等へのヒアリングも検討する。

2.3 事業者向けのアンケート調査

(1) 調査の目的

事業者は使用済製品における排出者であると共に、リユース製品を多く購入する可能性のある需要者でもある。排出者側の課題だけでなく、リユース製品を購入する消費者としての事業者の課題も整理し、解決に向けた情報提供をガイドラインで示すことが、リユース促進に繋がると考えられる。アンケート調査では、製品の排出に関してだけでなく、リユース品の調達・購入に関する調査を実施することとする。

調査項目は、使用済製品の排出に関する調査として、使用済製品の排出状況（品目や数量）、排出先の決定方法や課題等をアンケートにて調査、またリユース品の調達・購入に関する調査として、購入した実績や品目、理由や課題等を把握し、整理することとする。

(2) 事業者アンケートの実施概要

- ・対象は2,000件、郵送法で実施（郵送で調査票を配布、郵送にて回答を回収）。
- ・発送先は帝国データバンクの企業情報サービスCOSMOSに収録されている事業者を想定。
- ・対象とする業種は、日本標準産業分類¹の大分類20分類のうち、対象業種を抽出する。同一業種内での事業者の規模に偏りが生じないように、従業員規模を踏まえて抽出を行う。
- ・調査では、オフィス家具、電気機器など、事業者における使用済製品の排出状況、リユース品の購入状況を把握する。
- ・経済産業省「オフィス家具業界のリユースシステム化可能性調査事業」（平成23年2月）、「3Rシステム化可能性調査事業 オフィス家具の3Rシステム化可能性調査」（平成19年3月）などの結果も参考にして設計を行う。

事業者向けアンケートの実施概要（案）

調査対象（約2,000事業者、オフィス家具等を使用していると思われる業種を対象）

- ・一般事業者（（株）帝国データバンクから業種別・規模別に発送先を抽出）

調査項目（4. アンケート調査票（案）に詳細）

【共通項目】

- ・会社所在地、業種、従業員数や延べ床面積、売上規模
- ・オフィス家具の調達形態

【使用済み製品の排出状況】

- ・排出した使用済製品の品目及び数量 / 排出したタイミング・理由
- ・主な使用済製品の排出先とその選定理由、排出時の課題
- ・リユース事業者への引渡実績の有無とその理由、引渡しに際しての課題 等

【リユース製品等の調達・購入状況】

- ・購入したリユース製品の品目や数量、購入したタイミング、購入元
- ・購入先の選定方法や、購入時の懸念事項、（購入しなかった場合）購入しなかった理由 等

¹ 日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）

（http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000022.html、2014年8月28日取得）

3. 事業者向けリユースガイドラインの具体案

ヒアリング調査及びアンケート調査から得られた情報をもとに、抽出された課題をクリアするための手法やリユースを実施している事業者の優良事例を整理し、事業者向けリユースガイドライン（仮称）を策定する。

リユースガイドライン（仮称）では事業者がリユースを行う際に（使用済製品の排出及びリユース製品の購入）想定される課題と対応策が明確となるよう、必要な情報提供を行う。

表 想定される課題とガイドラインの内容（例）

	想定される課題	ガイドラインに盛り込むべき事項
使用済製品の排出者としての立場	<ul style="list-style-type: none"> リユース品引取先に関する情報が無い 近隣にリユース業者が存在しない 適正処理が行われるか不安である リユース業者の選定方法が不明である 買い取りの基準が不明確である 廃棄物とリユース可能なものが混在し、分類に手間がかかる。マニフェスト作成が煩雑になる。 社内での手続きが困難 	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体や具体的な事業者の紹介 インターネット取引等、幅広いリユース品の取引形態の紹介 リユース業者の適正な処理方法の紹介 業界団体等の具体的な事例の紹介 具体的な引取事例・基準等の事例紹介 廃棄物処理とリユース品としての買い取りが実施できる事業者の紹介 リユースのメリット等の提示
リユース品の購入者としての立場	<ul style="list-style-type: none"> 品質、耐久性の面で不安がある 品質保証がない、保証内容が分からない 希望する数量が入手できない不安がある 希望する色や製品が入手できるか不安 	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体や企業等の取り組みの紹介 品質保証制度の紹介、実際のユーザーの声の紹介 リユース製品を取り扱う企業や業界団体、製品等の紹介

事業者向けリユースガイドライン（仮称）の骨子（案）

- 1．背景
 - 1．1．使用済み製品のリユースに取り組む意義、期待される効果
 - 1．2．使用済み製品リユースの実施状況
- 2．使用済み製品のリユースの手順及び留意点
 - 2．1．リユースの対象となり得る使用済み製品
 - 2．2．使用済み製品リユース手法のパターン
 - (1) 産業廃棄物運搬・処理業者に引き渡す場合
 - (2) リユース業者に引き渡す場合
 - (3) 引っ越し業者に引き渡す場合
 - (4) インターネットオークションを活用する場合
 - (5)・・・
- 3．リユース品の購入の手順及び留意点
 - 3．1．購入可能なリユース品の種類
 - 3．2．リユース品の購入方法
 - (1) リユースショップを活用する場合
 - (2) インターネットオークションを活用する場合
 - (3)・・・
- 4．参考資料
 - ・排出事業者向け使用済み製品のリユース可否の簡易チェックリスト
 - ・使用済み製品の引き取りを行っている事業者リスト
 - ・使用済み製品リユースに関する各種情報ソース／等

現時点での案・想定であり、ヒアリング・アンケート調査の結果を踏まえて構成を見直す。

4. アンケート調査票(案)

【共通項目】

貴団体についてお伺いします

Q.1 貴団体の本社所在地について、最も当てはまる番号に1つをつけてください。

本社所在地	1. 北海道地方 2. 東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) 3. 関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県) 4. 中部地方(新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県) 5. 近畿地方(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) 6. 中国地方(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県) 7. 四国地方(徳島県、香川県、愛媛県、高知県) 8. 九州・沖縄地方(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
-------	--

Q.2 貴団体の業種について、最も当てはまる番号に1つをつけてください。

業種	1. 建設業 2. 製造業 3. 電気・ガス・水道業 4. 情報通信業 5. 運輸業 6. 流通/小売業 7. 金融業/保険業 8. 不動産業 9. 医療/福祉 10. 教育、学校/大学 11. 官公庁、地方自治体 12. 専門・技術サービス、研究 13. サービス業(上記以外) 14. その他()
----	--

Q.3 貴団体の直近の従業員・職員数(概数) 売上規模を以下の空欄にご記入ください。

全従業員・職員数 (パート・アルバイト含む)	約 _____人
直近の売上高	1. 「1,000 億円以上」 2. 「100 億円以上 1,000 億円未満」 3. 「10 億円以上 100 億円未満」 4. 「1 億円以上 10 億円未満」 5. 「1 億円未満」 6. その他(公務等の場合)

Q.4 貴団体における「オフィス家具」、「電気機器(OA機器・家電製品)」、「書類・書籍」の購入・調達の方法について、最も当てはまる番号に1つをつけてください。

また、自ら購入している際、その製品が新品か中古品・リユース品かをご回答ください。

オフィス家具 (机、書棚、ロッカー等)	1. すべて自社購入している (A. すべて新品で購入 B. 一部中古品で購入) 2. 一部リースやレンタルを利用している 3. すべてリースやレンタルを利用している 4. その他()
電気機器 (パソコン、プリンター等のOA機器・電気製品)	1. すべて自社購入している (A. すべて新品を購入 B. 一部中古品を購入) 2. 一部リースやレンタルを利用している 3. すべてリースやレンタルを利用している 4. その他()
書類・書籍	1. すべて自社購入している (A. すべて新品を購入 B. 一部中古品を購入) 2. その他()

使用しなくなった製品の引き渡しに関してお伺いします

Q.5 貴団体において、過去1年間（平成27年）に不用・使用しなくなったもので、他者に引き渡した（廃棄、譲渡、中古品として販売）したものはございますか。具体的な品目・種類別に、引き渡しの有無をご記入ください。

また、お分かりであれば、引き渡し台数や引き渡し重量、貴団体での保有台数についてもご回答ください。

	品目	過去1年間の 他者へ引き渡し (いずれかに)	おおよその数値をわかる範囲で ご記入ください		
			引き渡し台数	引き渡し重量	貴団体の 保有台数
オフィス家具	机・テーブル	有 無	_____台	_____kg	_____台
	いす・ソファ	有 無	_____台	_____kg	_____台
	本棚・ロッカー	有 無	_____台	_____kg	_____台
	パーテーション類	有 無	_____台	_____kg	_____台
	その他()	有 無	_____台	_____kg	_____台
電気機器（OA機器・家電製品）	パソコン（ノート型、デスクトップ型）	有 無	_____台	_____kg	_____台
	電話・携帯 / PHS・ファクシミリ	有 無	_____台	_____kg	_____台
	デジカメ・ビデオカメラ	有 無	_____台	_____kg	_____台
	プリンター・複写機・スキャナ	有 無	_____台	_____kg	_____台
	その他OA機器()	有 無	_____台	_____kg	_____台
	テレビ	有 無	_____台	_____kg	_____台
	エアコン	有 無	_____台	_____kg	_____台
	冷蔵庫・冷凍庫	有 無	_____台	_____kg	_____台
	洗濯機・乾燥機	有 無	_____台	_____kg	_____台
	その他家電製品()	有 無	_____台	_____kg	_____台
書類	書籍（専門書・雑誌等含む）	有 無	_____冊	_____kg	_____台

排出台数もしくは重量のみお分かりの場合は、いずれかの記載でも結構でございます。

Q.6 「Q5」で、不用・使用しなくなったものを、他者に引き渡したことがある方にお伺いします。（いずれの引き渡しも無かった場合には、Q7をご回答ください）

引き渡し先として、当てはまる番号すべてに をつけてください。また、お分かりであれば、おおよその引き渡し先別の数量の割合をパーセント表記でご記入ください。

【オフィス家具について】（Q5でオフィス家具の引き渡しが「有」の場合のみ回答）

	引き渡し先	引き渡し先 (当てはまるものすべてに)	数量の割合 (わかる範囲でご記入ください)
オフィス家具	1. オフィス家具メーカー・販売業者		() %
	2. 引越し業者		() %
	3. 産業廃棄物処理業者		() %
	4. 中古品・リユース業者		() %
	5. インターネットオークション等		() %
	6. その他()		() %

上記合計で 100%

【電気機器について】(Q5で電気機器の引き渡しが「有」の場合のみ回答)

	引き渡し先	引き渡し先 (当てはまるものすべてに)	数量の割合 (分かる範囲でご記入ください)
電気機器 (OA機器・家電製品)	1. 家電量販店等の販売業者		() %
	2. 引越し業者		() %
	3. 産業廃棄物処理業者		() %
	4. 中古品・リユース業者		() %
	5. インターネットオークション等		() %
	6. その他 ()		() %
			上記合計で 100%

【書籍について】(Q5で書籍の引き渡ししが「有」の場合のみ回答)

	引き渡し先	引き渡し先 (当てはまるものすべてに)	数量の割合 (分かる範囲でご記入ください)
書類	1. 中古本買取・販売業(リユース業者)		() %
	2. 引越し業者		() %
	3. 産業廃棄物処理業者		() %
	4. インターネットオークション等		() %
	5. その他 ()		() %

Q.7 すべての方にお伺いいたします。

不用・使用しなくなったオフィス家具、電気機器(OA機器・家電製品)を引き渡す理由について、それぞれ最も当てはまるもの上位3つをご回答ください。

(過去1年間に引き渡した実績のある方はその理由を、実勢がない場合には不用・使用しなくなる場合を想定して回答ください。)

【オフィス家具について】

引き渡した理由(上位3つを、下記の選択肢より選択してください)

--	--	--

【選択肢】

1. 老朽化や劣化、破損し、使用できなくなったため
2. オフィスのレイアウト変更により、使用はできるが不用となったため
3. 引越しにより、使用はできるが不用になったため
4. 上記以外の理由で、使用はできるが不用となったため
5. 使用は可能だが、デザインや外観等が陳腐化したと感じたため
6. リースやレンタル期間満了のため
7. 減価償却期間を超えたため
8. その他 ()

【電気機器（OA 機器・家電製品）について】

引き渡した理由（上位3つを、下記の選択肢より選択してください）

--	--	--

【選択肢】

- 1．老朽化や劣化、破損し、使用できなくなったため
- 2．オフィスのレイアウト変更により、使用はできるが不用となったため
- 3．引越しにより、使用はできるが不用になったため
- 4．上記以外の理由で、使用はできるが不用となったため
- 5．使用は可能だが、デザインや外観等が陳腐化したと感じたため
- 6．リースやレンタル期間満了のため
- 7．減価償却期間を超えたため
- 8．その他（)

Q.8 すべての方にお伺いいたします。

不用・使用しなくなったオフィス家具、電気機器（OA 機器・家電製品）の引き渡し先を選定する理由について、当てはまる番号すべてに をつけてください。

（過去1年間に引き渡した実績のある方はその際の選定理由を、実勢がない場合には不用・使用しなくなった場合を想定して回答ください。）

- 1．普段からよく利用している取引業者であること
- 2．廃棄物収集運搬・処理費用が安価であること
- 3．中古品・産業廃棄物いずれもまとめて引取ってもらえ、便利であること
- 4．自社内での手続き・作業・手間が少ないこと
- 5．工期、運搬計画（スケジュール）がすぐれていること
- 6．法令順守、適正処理をすること（不法投棄等を行わない業者である）
- 7．引き渡し・廃棄に関する費用の根拠について、きちんと説明や書類を提出できること
- 8．新品を購入した際に、そのメーカー・販売店が引取ってくれる
- 9．引越業者が、その他の機器と一緒に引取ってくれる
- 10．中古品買取業者（リユース業者）が、買い取ってくれる
- 11．関連・取引業者からの紹介
- 12．その他（)

Q.9 すべての方にお伺いいたします。

「Q8」で回答した選択肢のうち、もっとも重視する理由をご回答ください。

--

Q.10 すべての方にお伺いいたします。

不用・使用しなくなったオフィス家具、電気機器（OA 機器・家電製品）の引き渡し先の課題としてどのような点が挙げられますか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

- 1．廃棄物処理費用が高価である
- 2．回収業者が希望する日時に取りに来てくれない
- 3．回収後に適正な処理をしてくれるのか不安である
- 4．自社で回収業者を探す場合に、どの業者に依頼したらよいかわからない
- 5．中古品として売りたいが、情報がないもしくは手間がかかる
- 6．会社の近くに回収業者がない
- 7．その他（)

使用しなくなった製品の中古品・リユース品としての引き渡しに関してお伺いします

Q.11-A 不用・使用しなくなった製品を、中古品・リユース品として引き渡した実績について、当てはまるものに1つをつけてください。

1. 引渡したことがある (設問 11-B ~ 11-D)
2. 引渡したことがない (設問 11-E)
3. わからない

(Q.11-A で「1. 引渡したことがある」と回答した方が Q.11-B ~ D に回答ください)

Q.11-B 中古品・リユース品として引き渡した先として、当てはまるものすべてにをつけてください。

1. メーカー・小売店 (オフィス家具メーカー・販売店、家電等の販売店)
2. リユース業者 (中古品を取り扱う古物商)
3. 廃棄物処理業者 (廃棄物と中古品・リユース品を合わせて引き取る事業者)
4. 引越し業者 (引っ越しの際に中古品・リユース品を引き取る事業者)
5. その他 ()

Q.11-C 中古品・リユース品として引き渡した理由について、当てはまるものすべてにをつけてください。

1. 商品購入時にリユース目的で引き取ってくれたため
2. 買い取りしてくれるため、収入が得られるため
3. 自社内での手続き・作業・手間が少ないため
4. リユース業者に関する情報を知っていたため
5. 過去に取引の実績があったため
6. スケジュールに沿った引き渡しが可能だったため
7. 法令遵守、不法投棄等の心配がない事業者と判断したため
8. 環境配慮の一環 (CSR 等) としてリユースを実施した
9. 知り合いや業者から紹介されたため
10. その他 ()

Q.11-D 中古品・リユース品として引き渡した際に感じた査定や手続きの問題点について、当てはまるものすべてにをつけてください。

1. 査定結果 (金額) が想定よりも低かった
2. 査定結果 (金額) を得るまで想定より時間がかかった
3. 査定を行える業者を探すのに苦労した
4. 査定先により査定・鑑定金額が大きく異なる (査定・鑑定基準が不明瞭)
5. 査定自体に費用がかかった
6. その他 ()
7. 特に不満や不都合はなかった

(Q.11-A で「2. 引渡したことがない」と回答した方)

Q.11-E 中古品・リユース品を引き渡したことがない理由について、当てはまるものすべてにをつけてください。

1. そもそも検討したことがなかった
2. リユース事業者に関する情報がそもそもなかったため
3. 中古品の適正な取扱いに不安を感じたため
4. 量が少なく、見返りが少ないわりに手続きが面倒なため
5. 品質の問題から、中古品として価値が高い製品でないと判断したため
6. 製品の汎用的が低く、中古品として価値が高い製品でないと判断したため
7. 査定・鑑定結果に満足できなかったから
8. 引取りのスケジュールが希望通りのものではなかったため
9. その他 ()

中古品・リユース品の調達・購入についてお伺いします

Q.12-A 貴団体では過去（時期は問いません）に中古品・リユース製品を調達・購入したことがありますか。それぞれ当てはまるもの1つに をつけてください。

【オフィス家具の中古品・リユース品の調達・購入について】

1. 購入したことがある (Q.12-B~Fへ)
2. 購入を検討したが購入しなかった (Q.12-Gへ)
3. 購入したことがない (Q.12-Gへ)

【電気機器（OA 機器・家電製品）の中古品・リユース品の調達・購入について】

1. 購入したことがある (Q.12-B~Fへ)
2. 購入を検討したが購入しなかった (Q.12-Gへ)
3. 購入したことがない (Q.12-Gへ)

(Q.12-A で「1. 購入したことがある」と回答した方は Q.12-B~D に回答ください)

Q.12-B 貴団体において、過去1年間（平成27年）過去5年程度の期間で、中古品・リユース製品を購入した経験の有無について、当てはまるものに をつけてください。

品目		過去1年間の 中古品・リユース品の 購入有無 (いずれかに)	過去5年程度の 中古品・リユース品の 購入の有無 (いずれかに)
オフィス家具	机・テーブル	有 無	有 無
	いす・ソファ	有 無	有 無
	本棚・ロッカー	有 無	有 無
	パーテーション類	有 無	有 無
	その他 ()	有 無	有 無
電気機器(OA機器・家電製品)	パソコン(ノート型、デスクトップ型)	有 無	有 無
	電話・携帯/PHS・ファクシミリ	有 無	有 無
	デジカメ・ビデオカメラ	有 無	有 無
	プリンター・複写機・スキャナ	有 無	有 無
	その他 OA 機器 ()	有 無	有 無
	テレビ	有 無	有 無
	エアコン	有 無	有 無
	冷蔵庫・冷凍庫	有 無	有 無
	洗濯機・乾燥機	有 無	有 無
	その他家電製品 ()	有 無	有 無
書籍	書籍	有 無	有 無

Q.12-C 中古品・リユース品を購入した理由について、当てはまるものすべてに をつけてください。

1. 価格が手ごろだったため
2. 十分な品質であったため（機能・耐久性・外観等）
3. 希望する数量が確保できたため
4. 希望する機能・色・デザインの製品が確保できたため
5. 環境配慮の一環として
6. 品質保証があったため
7. その他（)

Q.12-D 中古品・リユース品を購入した際に懸念された事項について、当てはまるものすべてに をつけてください。

1. 品質面での不安（耐久性・外観等）
2. 納期・スケジュール面の不安
3. 品質保証内容
4. 希望する数量が入手できるか不安
5. 返品の有無に関する不安
6. その他（)

Q.12-F リユース製品の購入先をどのように知ったか、もっとも当てはまるもの1つに をつけてください。

1. 新聞や雑誌等のチラシ・広告
2. インターネット
3. 検索エンジンで検索
4. 業者等からの紹介
5. その他（)

（Q.12-A で「2. 購入を検討したが購入しなかった」「3. 購入したことがない」と回答した方は Q.12-G のみをご回答ください）

Q.12-G 購入に至らなかった、あるいは購入したことがない理由について当てはまるものすべてに をつけてください。

1. 価格が思ったほど手ごろではなかったため
2. 品質面（耐久性・外観等）で不安があったため
3. 希望する数量が入手できなかったため
4. 希望する機能・色・デザインの製品が得られなかったため
5. 品質保証が不十分であったため
6. 購入後の返品保証がない（あるいは不十分）だったため
7. リユース品販売事業者の問い合わせ先に関する情報がなかったため
8. リユース品販売事業者の信用度合いに関する情報がなかったため
9. そもそもリユース事業者の存在を知らなかったため
10. その他（)

設問は以上です。お忙しい中、ご協力くださり誠にありがとうございました。

（以上）